（総務部の所掌事務）

第五百七十八条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二　調査及び研究、試験、検査、検定並びに製造に関する庶務を行うこと。

三　図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（総務部に置く課）

第五百七十九条　総務部に、次の六課を置く。

総務課

人事課

会計課

調整課

業務管理課

施設管理課

（総務課の所掌事務）

第五百八十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管及び公文書類に関すること（調整課及び業務管理課の所掌に属するものを除く。）。

二　図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事課の所掌事務）

第五百八十条の二　人事課は、職員の人事に関する事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第五百八十一条　会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務（業務管理課及び施設管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（調整課の所掌事務）

第五百八十二条　調整課は、調査及び研究に関する庶務を行うことをつかさどる。

（業務管理課の所掌事務）

第五百八十二条の二　業務管理課は、試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関する事務をつかさどる。

（施設管理課の所掌事務）

第五百八十二条の三　施設管理課は、試験、検査、検定及び製造を行う建築物の営繕に関する事務をつかさどる。

（ウイルス第一部の所掌事務）

第五百八十三条　ウイルス第一部は、出血熱ウイルス、節足動物媒介性ウイルス、神経系ウイルス、ヒトヘルペスウイルス、リケッチア及びクラミジアに起因する感染症（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものを除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。